

神奈川県立生田高等学校同窓会 細則

(目的)

第1条 本会は神奈川県立生田高等学校同窓会規約に基づきその施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(校内幹事の業務)

第2条 校内幹事は、以下の業務を行う。

- ・ 卒業生への入会案内-案内文作成・配布、入会者名簿の整理、会費の徴収、幹事の選出、名簿管理他
 - ・ 支出管理 – 同窓会からお送りする卒業するお祝い品の見積り発注関連業務、ホームページ維持管理費の支払業務、部活動協賛金の資格確認及び支払い業務他
- なお、部活動協賛金については、関東大会、全国大会へ出場する部へ資金提供するものとする。

(正会員)

第3条 卒業時に「同窓会申込書」に所定の事項を記入し、会費を納入した者を正会員とする。

(個人情報管理)

第4条 会長のもとに「個人情報管理責任者及び個人情報管理者」を設け、同窓会名簿やその他の個人情報を管理する。

この個人情報は、同窓会事務上の連絡の他には一切使用してはならず、また口外してはならない。

令和5年4月29日施行